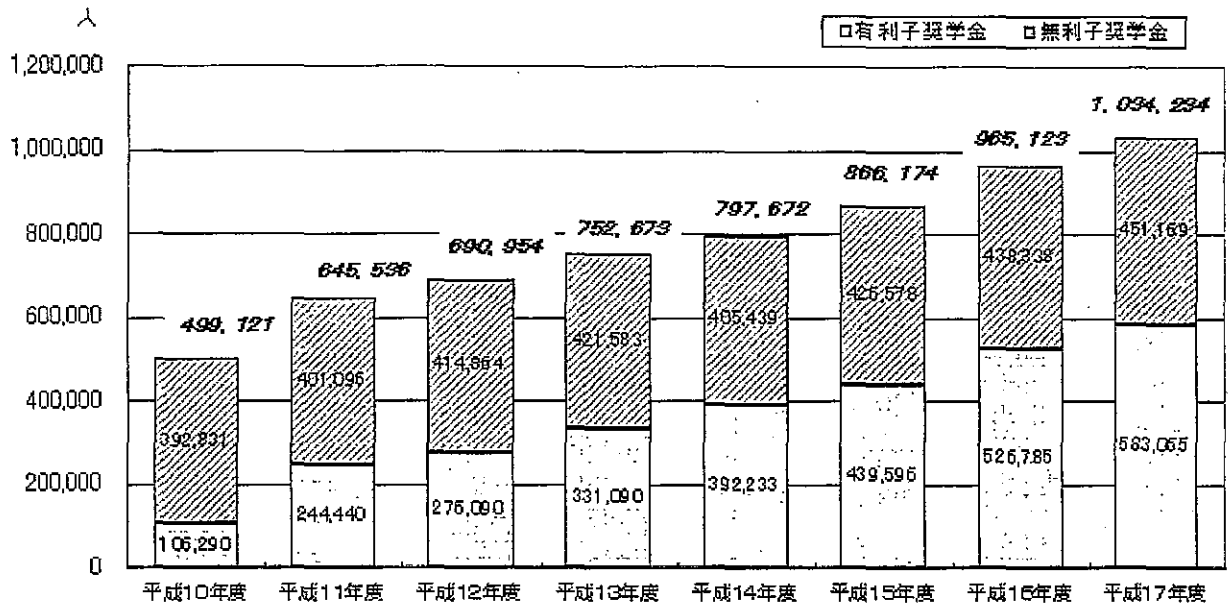


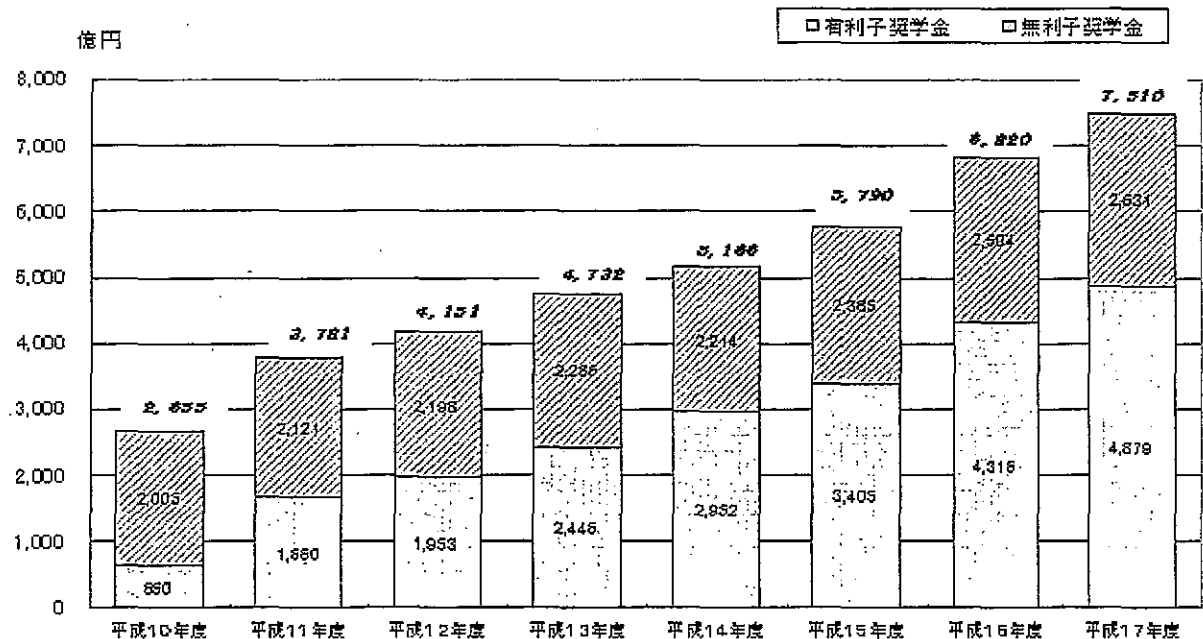
文部科学省の奨学事業

1. 奨学金事業の推移（当初予算）

① 貸与人員の推移



② 事業費の推移



注) 有利子奨学金は、年利率0.6%（平成17年4月13日現在）。在学中は無利息。また、返還困難時の猶予の取り扱い等は無利子奨学金と同じ

平成17年度の無利子奨学金には高等学校等奨学金事業交付金（41,488人、91億円）を含む

（資料出所：文部科学省）

2. 貸与月額（平成17年度入学者）

① 無利子奨学金

区 分		自 宅	自 宅 外
高等学校	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
大学	国公立	45,000円	51,000円
	私立	54,000円	64,000円
	私立短大	53,000円	60,000円
大学院	修士課程	88,000円	
	博士課程	122,000円	
高等専門学校	国公立	21,000円	22,500円
	私立	32,000円	35,000円
専修学校	高等課程	国公立	18,000円
		私立	30,000円
	専門課程	国公立	45,000円
		私立	53,000円

- ※ 1. 大学、大学院、専修学校高等課程において、貸与月額を1,000円増額（前年度比）
 2. 入学時の需要に対応した奨学金（入学直後の基本月額に有利子で30万円を増額可能）

② 有利子奨学金

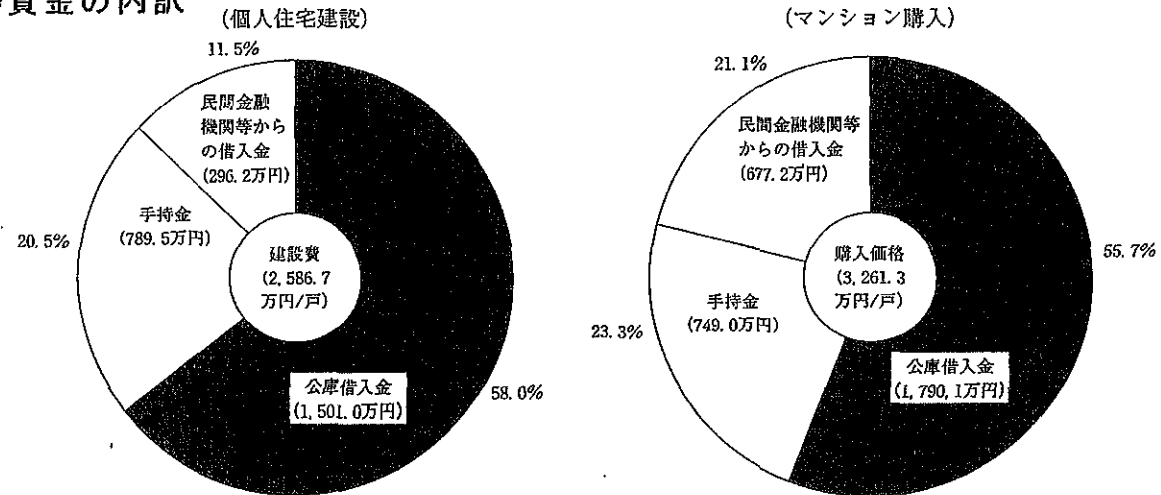
区 分	貸 与 月 額
大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校専門課程	3、5、8、10万円から学生が選択
大学院修士課程・博士課程	5、8、10、13万円から学生が選択

- ※ 1. 法科大学院では13万円を選択した場合、4万円、7万円の増額可能（17万円、20万円の貸与月額を設定）
 2. 私立大学の医・歯科課程では10万円を選択した場合4万円、薬・獣医学課程では2万円の増額可能
 3. 入学時の需要に対応した奨学金（入学直後の基本月額に有利子で30万円を増額可能）
 4. 年利率0.6%（平成17年4月13日現在）。在学中は無利息。また、返済困難時の猶予の取扱い等は無利子奨学金と同じ

（資料出所：文部科学省）

住宅取得資金

1 住宅金融公庫利用者の住宅取得資金の内訳



(資料)「平成15年度公庫融資利用者調査報告 (マイホーム新築融資編)」

「平成15年度公庫融資利用者調査報告 (マンション購入融資編)」(住宅金融公庫)

2 首都圏の住宅価格の年収倍率の推移

項 目		年 昭和									平成															
		55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
年 収 (万 円)		493	516	534	557	594	634	663	660	682	730	767	828	875	854	854	856	842	853	896	859	815	813	823	783	796
マ ン シ ョ ン	価 格 (万円)	2,477	2,616	2,578	2,557	2,562	2,683	2,758	3,579	4,753	5,411	6,123	5,900	5,066	4,488	4,409	4,148	4,238	4,374	4,168	4,138	4,034	4,026	4,003	4,069	4,104
	年 収 倍 率	5.0	5.1	4.8	4.6	4.3	4.2	4.2	5.4	7.0	7.4	8.0	7.1	5.8	5.3	5.2	4.8	5.0	5.1	4.7	4.8	4.9	5.0	4.9	5.2	5.2
	床 面 積 (㎡)	63.1	61.0	60.2	59.8	61.1	62.8	65.0	65.2	68.0	67.9	65.6	64.9	63.3	63.8	64.6	66.7	69.5	70.3	71.0	71.8	74.7	77.0	78.0	74.7	74.6
建 売 住 宅	価 格 (万円)	3,051	3,453	3,623	3,629	3,732	3,537	3,629	3,668	5,085	5,371	6,528	6,778	6,269	5,873	5,752	5,737	5,785	5,864	5,698	5,552	5,234	4,821	4,733	4,590	4,535
	年 収 倍 率	6.2	6.7	6.8	6.5	6.3	5.6	5.5	5.6	7.5	7.4	8.5	8.2	7.2	6.9	6.7	6.7	6.9	6.9	6.4	6.5	6.4	5.9	5.8	5.9	5.7
	敷 地 面 積 (㎡)	189.3	186.8	186.9	187.5	185.3	181.5	180.3	182.8	189.2	187.2	193.1	192.8	194.8	183.5	178.8	175.8	176.4	171.1	158.4	157.3	152.0	142.4	141.7	140.3	140.3
	床 面 積 (㎡)	101.3	103.8	104.4	104.1	106.1	105.6	106.7	109.5	118.2	121.6	126.5	128.3	124.1	116.1	114.8	115.3	119.6	118.7	114.0	113.3	111.5	107.8	107.2	106.4	105.4

(注) 1. 住宅のデータは、財団法人不動産経済研究所「全国マンション市場動向」による首都圏の新規発売民間分譲マンション及び建売住宅の平均値より作成。

※首都圏：＜マンション＞東京・神奈川・千葉・埼玉

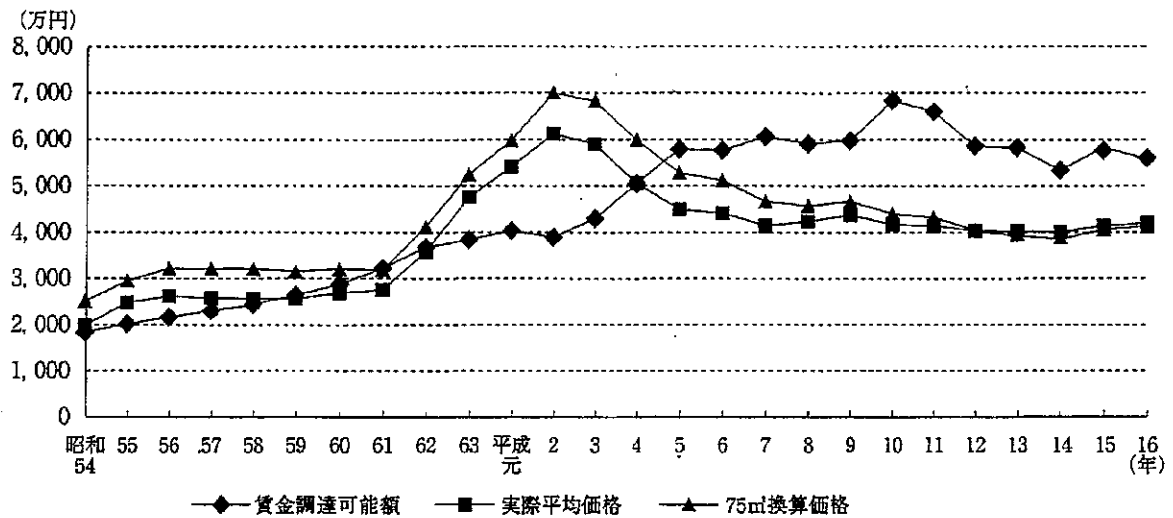
＜建売住宅＞東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城南部

2. 年収は、総務省「貯蓄動向調査」による京浜葉大都市圏の勤労者平均年収（平成10年以前は京浜大都市圏の勤労者世帯平均年収）。

平成13年以降は「家計調査（貯蓄・負債編）」（総務省）による関東大都市圏（平成15年までは京浜葉大都市圏）の勤労者世帯年収。

※平成13年は、平成14年1～3月平均のデータを活用。平成14年以降は、年平均のデータを活用した。

首都圏における住宅取得資金調達可能額と住宅価格の推移



単位：万円

年度	資金調達可能額
昭和54	1,838
55	2,018
56	2,160
57	2,301
58	2,436
59	2,640
60	2,873
61	3,224
62	3,677
63	3,840
平成元	4,033
2	3,892
3	4,298
4	5,050
5	5,790
6	5,765
7	6,064
8	5,912
9	5,980
10	6,839
11	6,599
12	5,863
13	5,824
14	5,378
15	5,777
16	5,608

(参考) 単位：万円

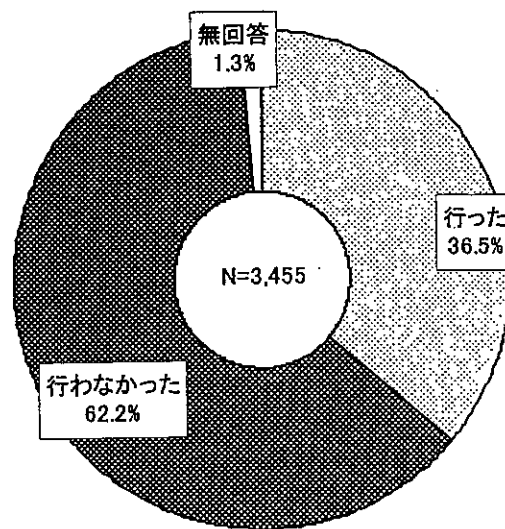
	住宅価格 (暦年値)	
	実際平均価格	75㎡換算価格
昭和54	1,992	2,513
55	2,477	2,948
56	2,616	3,218
57	2,578	3,210
58	2,557	3,210
59	2,562	3,150
60	2,683	3,203
61	2,758	3,180
62	3,579	4,118
63	4,753	5,243
平成元	5,411	5,978
2	6,123	7,005
3	5,900	6,825
4	5,066	6,000
5	4,488	5,280
6	4,409	5,115
7	4,148	4,665
8	4,238	4,575
9	4,374	4,665
10	4,168	4,403
11	4,138	4,320
12	4,034	4,050
13	4,026	3,922
14	4,003	3,848
15	4,069	4,088
16	4,104	4,125

- (注) 1. 資金調達可能額の算出上の年収、貯蓄額 (貯蓄性保険を除く金額) は総務省「貯蓄動向調査」「家計調査 (貯蓄・負債編)」の関東大都市圏勤労者世帯の平均値による。
2. 住宅金融公庫の融資額は、優良分譲住宅の共同住宅 (いわゆる公庫付マンション)、住戸専用面積75㎡の物件で、大宮市、八王子市、相模原市等の東京近郊の一定地域 (昭和62年度まで東京地区、63年度東京Ⅰ地区、平成元年度東京特別地区Ⅱ、2年度及び3年度東京特別地区A、4年度東京Ⅱ地区) 所在のものを前提とし、ステップ償還制度 (平成11年度まで)、はじめてマイホーム制度を利用している。
3. 住宅金融公庫、民間住宅ローンの適用金利は、各年度の平均金利 (月末時点の適用金利の平均)。
4. 住宅価格は株式会社経済研究所の調査による首都圏の新規発売民間マンションの平均価格 (暦年値) による。75㎡換算価格はこれを75㎡に換算して作成したもの。

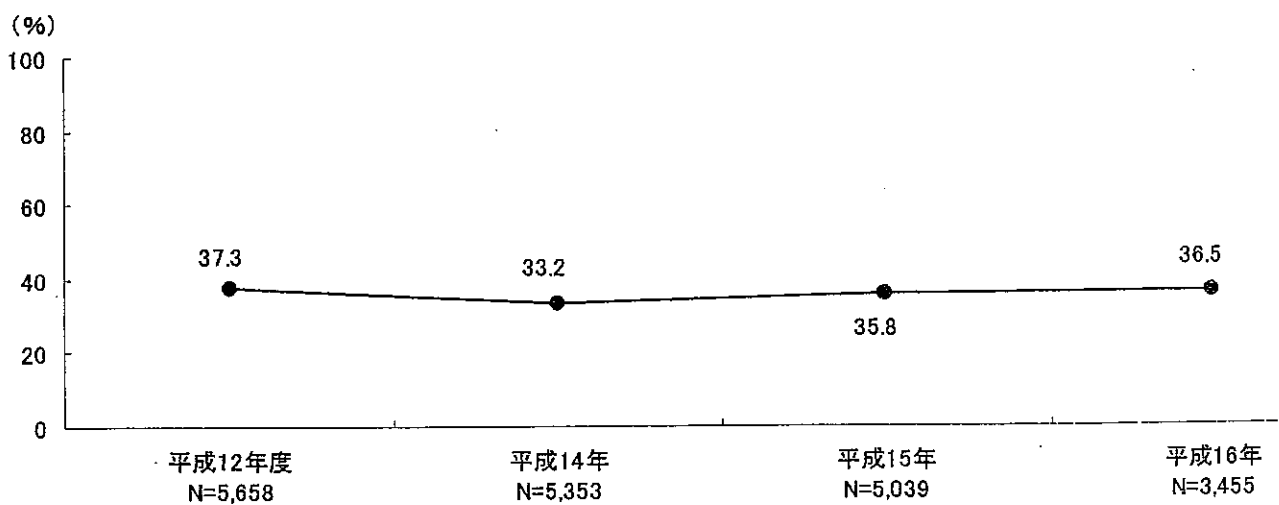
自己啓発資金

1. 自己啓発の実施状況

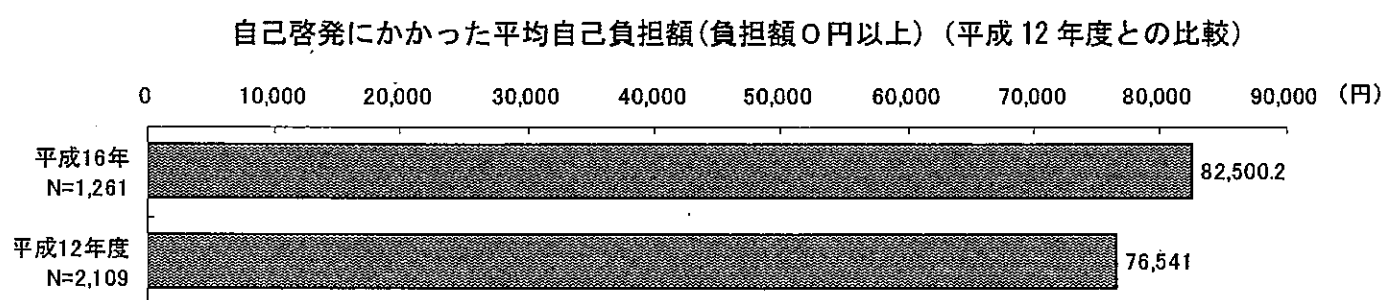
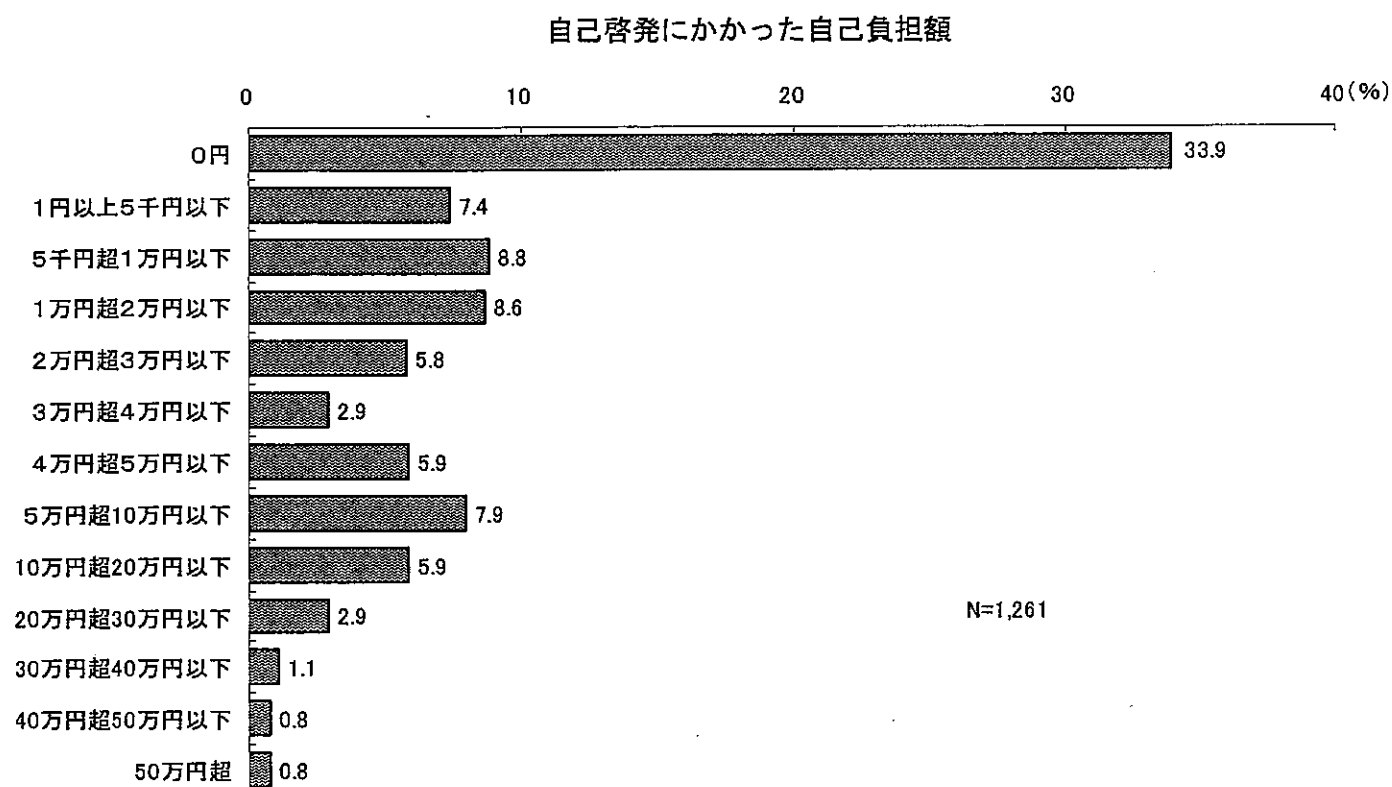
自己啓発の実施状況



自己啓発の実施率（過去3年との比較）



2. 自己啓発にかかった費用



資料出所: 株式会社日本統計センター

「能力開発基本調査報告書(平成17年1月調査)」

3. 能力開発の責任主体の方針

(%)

	企業の責任	企業の責任に近い	従業員個人の責任に近い	従業員個人の責任	無回答
これまで	11.7	59.2	26.2	1.9	1.0
今後	8.7	40.8	44.7	3.9	1.9

(注)調査対象は、ビジネス・レーバー・モニターに登録した民間企業(109 社)、単組(42 組合)、事業主団体(58 団体)、産業労働組合(28 組織)。

(回答回収率は、企業 94.4%、単組 90.4%、事業主団体 87.9%、産別 85.7%)

資料出所：(独)労働政策研究・研修機構「教育訓練とキャリア相談に関する調査」
(2004 年)

教育訓練給付制度の概要

1 制度の趣旨について

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するものであること。(制度創設：平成10年12月1日)

2 給付の内容について

(1) 給付対象事由

被保険者又は被保険者であった者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に支給すること。

(注) 対象となる被保険者等については、通算した被保険者であった期間が3年以上であること。

(2) 給付額

労働者が負担した費用の4割(上限額20万円)に相当する額

(注) 被保険者期間が5年以上の場合。

被保険者期間が3年以上5年未満の者については、2割(上限10万円)。

(3) 支給実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
支給件数	約27万人	約28万人	約38万人	約47万人	約23万人	(予算額)
支給金額	約271億円	約396億円	約684億円	約898億円	約239億円	約286億円

3 講座指定基準の概要について

(1) 講座の指定について

次の主な指定基準に該当する教育訓練について厚生労働大臣が予め指定するものであること。

- ① 労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する教育訓練であって、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。
- ② 教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。

(2) 指定状況

指定講座数 9,487講座(平成17年4月1日現在)

キャリア・コンサルタントの養成・活用に向けた取組みについて

(1) 趣旨

個人の自主的なキャリア形成の取組を支援する観点から、キャリア・コンサルタントを養成・活用することにより、職業能力開発等に関する総合的な相談機能を強化することとする。

(2) キャリア・コンサルティング実施に必要な能力の体系化

- イ キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件（平成14年4月）及び若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件（平成16年4月）を策定。
- ロ キャリア・コンサルタントの能力評価のあり方について検討し（平成14年8月）、平成14年11月から、民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験について、助成対象として指定を開始（平成17年10月現在、10試験を指定）。

(3) キャリア・コンサルタントの養成

イ 養成計画

平成14年度以降、官民合わせて5年間で5万人を目標として養成を推進。（平成16年度末までの累積養成数は、約2万8千人）。

ロ 公的機関における養成

職業能力開発大学校等において、平成14年11月から企業の人事・労務管理担当者等の在職者を中心とした訓練コースを開設（毎年1,100名を養成）。

ハ 民間機関における養成への支援

- ・ キャリア形成促進助成金の活用
- ・ 教育訓練給付制度の活用

ニ 民間機関における取組み

平成16年3月21日、キャリア・コンサルタントの資質確保とキャリア・コンサルティングの普及啓発を目的として、「キャリア・コンサルタント養成講座・能力評価試験実施機関連絡協議会（略称：キャリア協議会）」が発足。

(4) キャリア・コンサルタントの活用

イ 公的機関における活用

平成13年10月以降、(独)雇用・能力開発機構の都道府県センターに設置した「キャリア形成支援コーナー」、ハローワーク等にキャリア・コンサルタントを配置。

→ 全体で約1,300名体制（平成17年度）。

ロ 民間機関における活用

公的機関における活用のほか、民間職業紹介機関や教育訓練機関、企業の人事部門、学校等における活用を促進。

医 療 資 金

(単位：千円)

年齢階級	① 国民 1人当たり 医療費	② 一般診療医療費 (①の内訳)			③ 歯科診療医療費 (①の内訳)
		総数	入院	入院外	
総数	247.1	188.8	91.9	96.9	19.9
0 ～ 4 歳	171.6	139.8	51.8	87.9	5.6
5 ～ 9 歳	99.5	66.3	15.7	50.6	16.3
10 ～ 14 歳	72.0	52.2	11.6	40.6	10.0
15 ～ 19 歳	62.8	46.6	15.5	31.1	8.6
20 ～ 24 歳	76.9	54.0	22.5	31.6	14.4
25 ～ 29 歳	92.5	65.4	28.2	37.2	15.7
30 ～ 34 歳	105.3	74.8	31.1	43.7	16.8
35 ～ 39 歳	111.3	78.7	32.3	46.4	15.9
40 ～ 44 歳	128.6	92.5	38.0	54.5	18.8
45 ～ 49 歳	161.9	118.7	50.7	68.1	21.3
50 ～ 54 歳	215.2	159.9	73.6	86.3	24.4
55 ～ 59 歳	264.6	198.1	92.8	105.3	25.9
60 ～ 64 歳	349.0	260.2	121.2	139.0	30.0
65 ～ 69 歳	468.1	356.7	172.1	184.6	31.5
70 ～ 74 歳	610.0	477.3	231.9	245.4	31.0
75歳以上	809.4	654.6	388.2	266.3	24.2

注：年齢階級別推計額は、各種調査による割合を用いて按分推計したものである。

(資料出所：厚生労働省『国民医療費の概況』平成15年度)

年間医療費 世帯あたり点数階級別状況

(点数単位：千点)

総数		0点		1点～5千点未満		5千点～1万点未満		1万点～1.5万点未満		1.5万点～2万点未満	
世帯数	点数	世帯数	点数	世帯数	点数	世帯数	点数	世帯数	点数	世帯数	点数
4,378	196,967	340	－	615	1,578	514	3,848	418	5,170	371	6,443
100.0%	100.0%	7.8%	－	14.0%	0.8%	11.7%	2.0%	9.5%	2.6%	8.5%	3.3%

2万点～2.5万点未満		2.5万点～3万点未満		3万点～5万点未満		5万点～10万点未満		10万点以上	
世帯数	点数	世帯数	点数	世帯数	点数	世帯数	点数	世帯数	点数
338	7,569	237	6,499	642	24,939	508	34,552	395	106,369
7.7%	3.8%	5.4%	3.3%	14.7%	12.7%	11.6%	17.5%	9.0%	54.0%

資料出所：厚生労働省保険局『国民健康保険診療状況実態調査報告書』平成9年

医療保険制度の概要

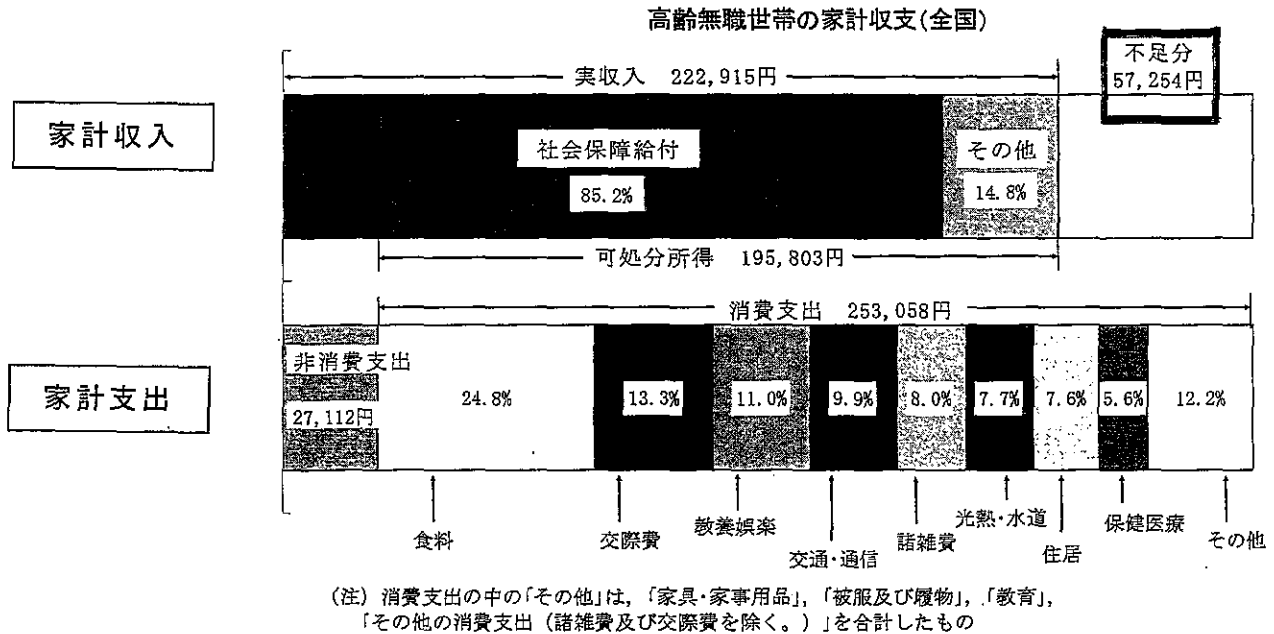
(平成16年7月現在)

制 度 名				加入者数 (平成15年3月末) 〔本 家 族〕 千 人	保 険 給 付			財 源		老人保健医療対象者の割合 (%) (平成15年3月末)		
					医 療 給 付		現金給付	保険料率	国庫負担・補助			
健康保険	一般被用者	政 管	国	35,851 〔18,812 17,039〕	一部負担	高額療養費 自己負担限度額 (上位所得者) 139,800円+(医療費-466,000円)×1% (一般) 72,300円+(医療費-241,000円)×1% (低所得者) 35,400円 世帯合算基準額 同一月に21,000円以上の負担が複数の場合はこれを合算して支給 多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (上位所得者) 77,700円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円 長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円 70～74歳 老人保健と同じ	入院時食事療養費 (標準負担額) ・一般 1日 780円 ・低所得者は90日目まで 1日 650円 ・低所得者は91日目から 1日 500円 70～74歳 老人保健と同じ	・傷病手当金 ・出産育児一時金 等	8.2%	給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)	5.4	
		組 合	健康保険組合 1,674	30,569 〔14,791 15,779〕				同 上 (附加給付あり)	—	定 額 (予算補助)	2.6	
	健康保険法第3条第2項被保険者	国	34 〔22 12〕	・傷病手当金 ・出産育児一時金 等				1級日額 130円 13級 2,640円	給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)	6.4		
				同 上				9.1%	定 額	7.6		
船 員 保 険			国	198 〔73 124〕	3割 ただし、3歳未満 2割			—	—	—	—	7.6
各種共済	国家公務員	23共済組合	9,790 〔4,434 5,356〕	70歳以上 1割 (一定以上所得者は2割)				同 上 (附加給付あり)	—	な し		4.2
	地方公務員等	54共済組合							—			
	私学教職員	1事業団							—			
国民健康保険	農 業 者	市 町 村 3,224	50,297	1割 (一定以上所得者は2割)				(ただし 任意給付)	・出産育児一時金 ・葬 祭 費 等	世帯毎に応益割 (定額)と応能割 (負担能力に応じて)を減課 保険者によって減課算定方式は多少異なる	給付費等の50% 給付費等の32%～52% な し	25.1
	自営業者等	国保組合 166	市町村 46,191									
	被用者保険の退職者	市 町 村 3,224	国保組合 4,106									
老人保健				〔実施主体〕 (平成15年2月末) 15,818 被用者保険 3,175 国民健康保険 12,643	1割 (一定以上所得者は2割)	自己負担限度額 (一定以上所得者) 72,300円+(医療費-361,500円)×1% (多数該当の場合) 40,200円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円	同上。 ただし、低所得者のうち特に所得の低い者 1日 300円	各医療保険 保 険 者 から 支給	〔費用負担〕 ・各制度の保険者 62% ・公費 38% (公費の内訳) 国：都道府県：市町村 4：1：1 (平成15年10月から平成16年9月末まで)	総人口に占める老人保健医療対象者の割合 (%) (平成15年2月末) 12.4		

(注1) 老人保健制度の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上(ただし、平成14年9月30日までに70歳以上となった者を含む。)の者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の状態にある者。
(注2) 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については政管健保並とする。
(注3) 低所得者:市町村民税非課税世帯に属する者等。

【保険局調】

老後生活資金



資料出所：総務省統計局「家計調査年報」平成16年

老後生活資金

$$= 28 \text{ 万 } 0170 \text{ 円} \times 12 \times (22.17 \text{ 歳} + 27.74 \text{ 歳}) = \underline{1 \text{ 億 } 6779 \text{ 万 } 9416 \text{ 円}}$$

老後生活のための平均貯蓄必要額（＝家計収支の不足額）

$$= 5 \text{ 万 } 7254 \text{ 円} \times 12 \times (22.17 \text{ 歳} + 27.74 \text{ 歳}) = \underline{3429 \text{ 万 } 0565 \text{ 円}}$$

(注) 22.17歳及び27.74歳は、平成16年簡易生命表（厚生労働省）における男性60歳及び女性60歳の平均余命である。

高齢者世帯の貯蓄・負債現在高

(万円)

	全世帯	勤労者世帯	無職世帯
貯蓄残高	2,436	2,235	2,381
負債残高	196	206	76
純貯蓄額	2,240	2,029	2,305

資料出所：総務省統計局「家計調査年報」平成16年